

## 1 趣旨

- 「消防力の整備指針は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めている。
- 市町村は、指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとされている。

### 主な内容（常備消防に関するもの）

項目	施設に係る指針	人員に係る指針
消防本部	—	人員総数：次の要員の合算 ○ 車両運用に必要な人員数 ○ 通信員 人口に応じた数を基準として、通信指令体制等を勘案した人数 ○ 予防要員 防火対象物数等に応じた数を基準とし、事務執行体制を勘案した数 ○ 総務事務等に必要な人員
消防署所	【市街地】 人口規模に応じた数を基準とし、地域特性を勘案した数を設置 【市街地以外】 地域の実情に応じて設置	
消防ポンプ自動車	【市街地・準市街地】 人口規模に応じた数を基準とし、地域特性を勘案した数を設置 【市街地・準市街地以外】 地域の実情に応じて設置	・市街地に配置された車両1台につき5人 (必要な条件を満たすことで4人) (うち1人は消防士長以上)
はしご自動車	一の消防署の管轄区域内に中高層建築物(高さ15m以上)がおおむね10棟以上ある場合等に当該消防署所に1台以上配置	・市街地以外に配置された車両は、それぞれの機能を十分に発揮できると認められる人数(市町村の判断)
化学消防車	危険物施設に応じた数を基準として、製造所等の数、規模、種類等を勘案した数を配置	
・大型化学消防車 ・大型高所放水車 ・泡原液搬送車	市町村の区域内に、石油コンビナートがある場合にはそれぞれ1台配置	—
救急自動車	人口規模に応じた数を基準とし、昼間人口、高齢化の状況、出勤状況等を勘案した数	1台につき3人(うち1人以上は救急救命士)
救助工作車	署所の数と同数(省令に規定)を配置	1台につき5人(うち1人は消防士長以上)
指揮車	消防署の数と同数を基準として、地域特性を勘案した数	1台につき3人以上(うち1人は消防司令以上) 管轄区域に特殊な施設等が存するときは4人以上
特殊車	地域の実情に応じて配置	機能を十分に発揮できる人数
非常用消防車	人口規模に応じて稼働車両の台数に応じた数を基準として、地域の実情に応じた数	—

## 2 署所の数（第4条）

第4条 市街地には、署所を設置するものとし、その数は、別表第1（積雪寒冷の度の甚だしい地域（以下「積雪寒冷地」という。）にあっては、別表第2。以下この条において同じ。）に掲げる市街地の区域内の人口について別表第1に定める署所の数を基準として、地域における地勢、道路事情、建築物の構造等の特性（以下「地域特性」という。）を勘案した数とする。

2 前項の規定にかかわらず、市街地のうちその区域内の人口が30万を超えるもの（以下「大市街地」という。）に設置する署所の数は、当該大市街地を人口30万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第1に定める署所の数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとする。

3 市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することができる。

別表第1（第4条関係）

市街地の人口（万人）	署所の数
1	1
2	1
3	1
4	2
5	2
6	2
7	3
8	3
9	3
10	3
11	4
12	4
13	4
14	4
15	5
16	5
17	5
18	5
19	6
20	6
21	6
22	6
23	7
24	7
25	7
26	8
27	8
28	8
29	8
30	9

備考

市街地の人口については、当該人口の1万人未満の端数を四捨五入して得る数による。

### 3 市街地における署所数の基準の考え方

- 指針においては、一戸建ての専用住宅において発生した火災を火元建築物1棟の独立火災にとどめ、隣棟への延焼を阻止することを目標にしており、その目標を達成させるためには、消火活動が一定時間内に開始される必要がある。
- 実態調査によると、出動から放水開始までの時間が6.5分を超えると延焼率が大幅に上昇しており、放水準備時間の2.0分を除いた4.5分以内に消防ポンプ自動車が出動して火災現場に到達できるエリアを署所担当面積としている。
- 市街地の人口密度が高ければ車の走行速度が遅くなり、署所担当面積は小さくなり、人口密度が低ければ走行速度が速くなることから、署所担当面積は大きくなる。  
従って市街地区域内の人口に対する署所数を基準としている。

## 4 糸魚川市消防本部の状況 (署所の整備算定数と整備数)

	市街地	準市街地	その他の地域	合計
	人口:32,448	人口:①4,877、②1,506、 ③1,020 計7,403	人口:5,642	
基準数 A	1			1
地域特性を勘案して増減する数 B	2	1	0	3
算定数 C(A+B)	3	1	0	4
整備数 D	3	1	0	4
整備率 D/C(%)	100%	100%		100%

## 5 動力消防ポンプの数（第5条）

第5条 市街地には、動力消防ポンプを配置するものとし、その数は、別表第3（積雪寒冷地においては、別表第4。以下この条において同じ。）に掲げる市街地の区域内の人口について別表第3に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

2 前項の規定にかかわらず、大市街地に配置する動力消防ポンプの数は、当該大市街地を人口30万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第3に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとし、分割に係る地域の人口が7万未満の場合には、当該地域に配置する動力消防ポンプの数は、別表第5に掲げる分割に係る地域の人口について、同表の定めるとおりとする。

3 準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、別表第6に掲げる準市街地の区域内の人口について同表に定める動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

4 前項の規定による動力消防ポンプの数は、動力消防ポンプについてそれぞれ次に掲げる口数を基礎として算出する。

消防ポンプ自動車	2口
手引動力ポンプ	1口
小型動力ポンプ	1口

5 市街地及び準市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて、必要な数の動力消防ポンプを配置するものとする。

6 第1項から第3項まで及び前項の規定による動力消防ポンプは、消防本部若しくは署所又は消防団が管理するものとする。

# 6 動力消防ポンプの数

(市街地における動力消防ポンプの数)  
別表第3(第5条第1項関係)

市街地の人口(万人)	署所の管理する動力ポンプの数	消防団の管理する動力消防ポンプの数
1	消防ポンプ自動車2台	消防ポンプ自動車3台 手動動力ポンプ又は小型動力ポンプ1口
2	消防ポンプ自動車2台	消防ポンプ自動車3台 手動動力ポンプ又は小型動力ポンプ2口
3	消防ポンプ自動車3台	消防ポンプ自動車2台 手動動力ポンプ又は小型動力ポンプ3口
4	消防ポンプ自動車4台	消防ポンプ自動車1台 手動動力ポンプ又は小型動力ポンプ4口
5	消防ポンプ自動車4台	消防ポンプ自動車1台 手動動力ポンプ又は小型動力ポンプ5口
6	消防ポンプ自動車5台	消防ポンプ自動車1台 手動動力ポンプ又は小型動力ポンプ6口
7	消防ポンプ自動車6台	動力消防ポンプ7口
8	消防ポンプ自動車6台	動力消防ポンプ7口
9	消防ポンプ自動車6台	動力消防ポンプ7口
10	消防ポンプ自動車6台	動力消防ポンプ8口
11	消防ポンプ自動車7台	動力消防ポンプ9口
12	消防ポンプ自動車7台	動力消防ポンプ10口
13	消防ポンプ自動車7台	動力消防ポンプ10口
14	消防ポンプ自動車7台	動力消防ポンプ11口
15	消防ポンプ自動車8台	動力消防ポンプ11口
16	消防ポンプ自動車8台	動力消防ポンプ12口
17	消防ポンプ自動車8台	動力消防ポンプ12口
18	消防ポンプ自動車8台	動力消防ポンプ13口
19	消防ポンプ自動車9台	動力消防ポンプ14口
20	消防ポンプ自動車9台	動力消防ポンプ15口
21	消防ポンプ自動車10台	動力消防ポンプ15口
22	消防ポンプ自動車10台	動力消防ポンプ16口
23	消防ポンプ自動車10台	動力消防ポンプ17口
24	消防ポンプ自動車11台	動力消防ポンプ17口
25	消防ポンプ自動車11台	動力消防ポンプ18口
26	消防ポンプ自動車12台	動力消防ポンプ19口
27	消防ポンプ自動車12台	動力消防ポンプ20口
28	消防ポンプ自動車13台	動力消防ポンプ20口
29	消防ポンプ自動車13台	動力消防ポンプ21口
30	消防ポンプ自動車14台	動力消防ポンプ21口

備考

- (1) 市街地の人口については、当該人口の1万人未満の端数を四捨五入して得る数による。
- (2) 市街地の人口が7万以上の場合において消防団の管理する動力消防ポンプの数は、当該動力消防ポンプの数について第6条第2項の規定に準じて算出した口数が、本表中に規定する消防団の管理する動力消防ポンプの口数を満たす数とする。

(準市街地における動力消防ポンプの数)  
別表第6(第5条第3項関係)

準市街地の人口(人)	準市街地に配置する動力消防ポンプの数
1,000以上3,000未満	動力消防ポンプ4口
3,000以上5,000未満	動力消防ポンプ6口
5,000以上10,000未満	動力消防ポンプ8口

備考

準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、当該動力消防ポンプの数について第5条第4項の規定に準じて算出した口数が、本表中に規定する準市街地に配置する動力消防ポンプの口数を満たす数とする。

# 7 糸魚川市消防本部の状況（動力消防ポンプの整備算定数と整備）

平成28年4月1日現在

	市街地		準市街地		その他の地域		合計
	人口:32,043		人口:①4,814 ②1,491 ③975 (計7,280)		人口:5,476		
基準数 A	署所管理分(台)	消防団管理分(台)(口)	署所管理分+消防団管理分(口)		署所管理分+消防団管理分(口)		5(台) 17(口)
	消防ポンプ自動車 3	消防ポンプ自動車 2台 手引又は小型動力ポンプ 3口	動力消防ポンプ 14				
地域特性を勘案し増減する数 B	署所管理分(台)	消防団管理分(台)(口)	署所管理分+消防団管理分(口)		署所管理分+消防団管理分(口)		-2(台) 64(口)
	消防ポンプ自動車 0	消防ポンプ自動車 -2台 手引又は小型動力ポンプ 31口	動力消防ポンプ 2		動力消防ポンプ 31		
算定数 C(A+B)	署所管理分(台)	消防団管理分(台)(口)	署所管理分(台・口)	消防団管理分(口)	署所管理分(台)	消防団管理分(口)	4(台) 79(口)
	消防ポンプ自動車 3	消防ポンプ自動車 0台 手引又は小型動力ポンプ 34口	消防ポンプ自動車 1台(2口)	動力消防ポンプ 14	消防ポンプ自動車 0	消防ポンプ自動車 0 手引又は小型動力ポンプ	
整備数 D	署所管理分(台)	消防団管理分(台)(口)	署所管理分(台)	消防団管理分(口)	署所管理分(台)	消防団管理分(口)	4(台) 79(口)
	消防ポンプ自動車 3	消防ポンプ自動車 0台 手引又は小型動力ポンプ 34口	消防ポンプ自動車 1台(2口)	動力消防ポンプ 14	消防ポンプ自動車 0	消防ポンプ自動車 0 手引又は小型動力ポンプ	
整備率 D/C(%)	100%		100%	100%	100%		100%

## 8 市街地、準市街地とは

**市街地**：建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率（※1）が概ね10%以上の街区（※2）が連続した区域または2以上の準市街地が近接している区域であって（※3）、その区域内の人口が1万以上としている。

※1）平均建ぺい率：街区における建築物の建築面積の合計のその街区の面積に対する割合。

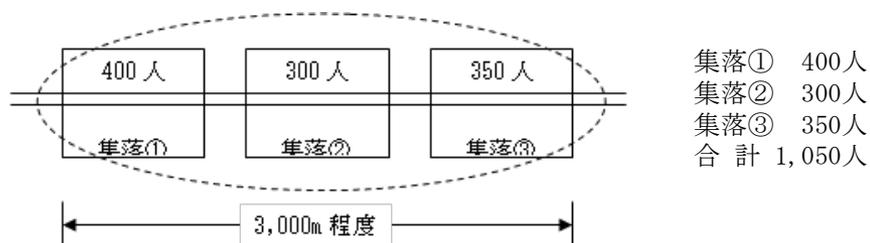
※2）街区：幅員4m以上の道路、河川、鉄道用地、公園等で囲まれた宅地のうち最小の1団地であって、市街地における最小区画。

※3）街区の連続性がなくても、道路状況や地域の一体性を考慮し、市街地と同様に扱うことが消防行政上適切であると判断される場合も市街地として扱うこととしている。

※4）新潟県及び糸魚川市における市街地の数 新潟県：36箇所 糸魚川市：1箇所

**準市街地**：建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね10%以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が1,000以上1万未満としている。

※1）人口1,000未満の複数の集落が1本の道路で結ばれ、もっとも外縁部に位置する集間の距離が3,000m程度以内の場合は1つの準市街地として扱うこととしている。



※2）新潟県及び糸魚川市における準市街地の数

新潟県：204箇所

糸魚川市：3箇所（今回の被災地を含む。）

## 9 検討の視点

- 「消防力の整備指針」における署所及び動力消防ポンプの整備基準においては、「木造の建築物が密集した地域」について、明示的に勘案はしていない。  
しかし、市街地における署所の数においては、第4条第1項において「地域における地勢」「道路事情」「建築物の構造等の特性」を勘案した数とすることとしており、第4条第3項において、市街地以外の地域においては「地域の実情に応じて」設置することができるとしている。
- 大規模な火災に対する消火活動は、必要に応じ、単独の消防本部に加えて、他の消防本部からの応援を受けて行う必要があり、「消防力の整備指針」の前文においても「広域的な消防体制の充実を図ることが求められている」と記載されている。
- また、整備指針を見直し、「木造の建築物が密集した地域」における署所や消防ポンプ自動車の数を仮に数台増加させても、被害を小さくする効果は大きくは期待できない。
- 今後、「消防力の整備指針」について、各消防本部における署所の配置や動力消防ポンプの整備実態等を踏まえた見直しを行う際には、「木造の建築物が密集した地域」を勘案すべきであるが、広域応援や財政制約も念頭に置く必要